

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条3「保険者は特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき、特定健康診査等実施計画を市広報及びホームページに掲載する。